

那珂市新型コロナウイルス感染症対策等支援金【申請受付要項】

【趣旨】

市内事業者が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施するために必要な経費（飛沫感染防止パネルの設置費用・マスクや消毒液の購入費用など）について、予算の範囲内において支援金を交付します。

【交付額】

給付金の額は、**最大5万円**とします。

ただし、感染拡大防止対策にかかった費用が5万円に満たない場合は、その額とします。

【交付対象要件】

次のすべての要件を満たす事業者が対象となります。

- (1) 市内に住所を有し事業を営む個人事業主及び市内に事業所を有する個人事業主又は中小企業者等であること。
- (2) 令和2年4月1日以降、事業所内において感染拡大防止対策を実施していること。
(詳細は別表のとおり)
- (3) 事業所がいばらきアマビエちゃんに登録してあること。
- (4) 申請時点において、市税等に未納がないこと。

【交付回数】

1事業者につき1回限り

【申請受付期間】

令和3年1月31日(日)まで ※当日消印有効

【申請書等の入手方法】

- (1) 那珂市ホームページ（下記 URL）に掲載してありますのでダウンロードしてください。

URL : <https://www.city.naka.lg.jp/page/page006867.html>

で検索

- (2) 那珂市役所商工観光課、那珂市商工会で配布しています。

【申請書類】

- (1) 那珂市新型コロナウイルス感染症対策等支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）

- (2) 関係書類

- ・ 事業を営んでいることがわかる書類
- ・ 感染拡大防止対策に要した費用が確認できる領収書等（写し可）
- ・ 申請する支援対象経費一覧（様式第2号）
- ・ 誓約書兼同意書（様式第3号）

- ・ いばらきアマビエちゃんの感染防止対策宣誓書の写し
 - ・ 振込先口座が確認できる書類（通帳等の写し）
- ※必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。
また、申請書類は返却しませんのでご了承ください。

【申請方法】

郵 送

【提出先】 〒311-0192 那珂市福田1819番地5
那珂市 産業部 商工観光課 宛て

※コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、3密（密閉、密集、密接）を避けるため、ご理解・ご協力をお願いします

【その他】

- （1）申請書類を受理した後、内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を交付します。交付（不交付）を決定したときは、後日、交付（不交付）に関する通知を郵送します。
- （2）支援金の交付決定後、交付対象要件に該当しない事実や不交付要件に該当すること、虚偽不正等が判明した場合は、支援金の交付決定を取り消し、支援金の返還を求めます。

【お問合せ先】

那珂市 産業部 商工観光課

電 話 029-298-1111（内線245）

時 間 平日 午前8時30分 から 午後5時15分まで

（別表）

支援対象	飛沫感染防止パネル(フィルム)、間仕切り(パーテーション)等の購入、設置費用
経費の例	窓・網戸や換気扇などの換気設備の設置費用(換気、空気清浄、ウイルス除去機能付きエアコンを含む)
	空気清浄機の購入費用
	非接触型検温計の購入、検温システムの導入費
	自動式等手洗い場の設置・改修費用
	トイレの人感センサー付き照明器具の購入、設置費用
	キャッシュレス決済導入のための機器購入費
	テイクアウト用の容器・割り箸・おしぼりなどの消耗品の購入費
	消毒液・ビニール手袋・従業員用マスク・フェイスシールドなどの衛生用品の購入費
	その他、市が認める経費